

協議項目第 8 号

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。

平成 1 5 年 6 月 1 3 日提出

上島合併協議会長 木 下 良 一

町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて
<p>合併特例法は適用しない。 新町の議会議員の定数は、1 8 名とする。 設置選挙に限り、旧町村の区域に 1 選挙区を設ける。 各選挙区の定数は、次のとおりとする。 弓削選挙区：7 名、生名選挙区：4 名、岩城選挙区：5 名、 魚島選挙区：2 名 ただし、設置選挙以後の選挙において、魚島村の議員 1 名を確保できる方法については別途考慮する。</p>

平成 1 5 年 6 月 1 3 日確認

## 議会議員の定数及び任期の取扱いについて

平成14年8月20日第1回協議会で確認

合併特例法は適用しない。なお、選挙区を設けることについては検討する。

### 【協議事項】

選挙区を設けることについての協議

#### 1. 新町の議会議員の定数について

地方自治法第91条の規定により、18人を超えない範囲で定める。

(案1) 新町の議会議員の定数は、18人とする。

(案2) 人とする。

### 参 考

地方自治法第91条

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

一号、二号省略

三 人口5千以上1万未満の町村 18人

3号から6項まで省略

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村(以下本条において「設置関係市町村」という。)は、設置関係市町村が二以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

#### 2. 選挙区を設けるかどうか

公職選挙法第15条第6項の規定により、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。

- (案1) 選挙区を設ける。
- (案2) 選挙区は設けない。

3. 選挙区を設けるとした場合、1回限りか、状況が変わるまでか。

- (案1) 1回限り。
- (案2) 状況が変わるまで。

4. 選挙区をどういうふうに設けるのか(旧町村単位等)

- (案1) 旧町村単位で選挙区を設ける。  
弓削選挙区、生名選挙区、岩城選挙区、魚島選挙区

- (案2) 選挙区、選挙区  
例) 魚島選挙区だけ等

5. 選挙区ごとの定数は

公職選挙法第15条第8項

・旧町村単位とした場合

選挙区名	国勢調査人口	議員一人当り人口	議員数	備考
弓削選挙区	3,858人	478人	8人	8.071
生名選挙区	2,124人	478人	4人	4.444
岩城選挙区	2,289人	478人	5人	4.789
魚島選挙区	334人	478人	1人	0.699
計	8,605人		18人	

・公職選挙法第15条第8項ただし書きを適用するのかどうか

『ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。』

(例)

選挙区名	国勢調査人口	割当て分	議員一人当り人口	議員数	議員数計	備考
弓削選挙区	3,858人	1人	614人	6人	7人	6.283
生名選挙区	2,124人	1人	614人	3人	4人	3.459
岩城選挙区	2,289人	1人	614人	4人	5人	3.728
魚島選挙区	334人	1人	614人	1人	2人	0.544
計	8,605人	4人		14人	計	

## 参 考

### 公職選挙法

#### 第 1 5 条第 6 項

- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第 2 5 0 条の 1 9 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。
- 7 第二項、第三項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

### 公職選挙法施行例

#### （人口に比例しない議員の定数）

- 第 9 条 市町の廃置分合又は境界変更があった場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

### 実例・判例

- ・選挙に比例する各選挙区別定数は、国勢調査の結果公表された人口に基づき、議員一人当りの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員一人当りの人口で除して得た数によって定めるべきである。（昭和 3 7 年 1 1 月 3 0 日）
- ・公職選挙法第 1 5 条第 7 項（現行第 8 項）の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して算出することとされているが、その算出にあたっては、議員定数配当基数を計算し、計算により端数が生じたときは、端数切り上げで得た数が議員定数に達するまで端数の数の大きい順に切り上げる取扱いとすべきである。（昭和 3 9 年 8 月 2 6 日）
- ・公職選挙法 1 5 条 7 項（現行は 8 項。以下同じ。）は、「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。」と規定しており、地方公共団体の議会は、定数配分を定めるに当り、同項ただし書きの規定を適用し、人口比例により算出される数に地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する裁量権を有することが明らかである。そして、いかなる事情の存するときに右の修正を加えるべきか、また、どの程度の修正を加えるべきかについて客観的基準が存するものでもないので、定数配分規定が公選法 1 5 条 7 項

の規定に適合するかどうかについては、地方公共団体の議会の具体的に定めるところがその裁量権の合理的な行使として是認されるかどうかによって決するほかはない。

以下省略 (昭和60年10月31日)

・「人口に比例しないで」定め得る期間(昭和33年12月25日)

問 公職選挙法施行令第9条の規定は、新設合併の場合においては、設置選挙(その再選挙及び補欠選挙を含む)に限って適用すべきものと解されており又法の趣旨からも第2回以後の一般選挙は人口に比例しない議員の定数のまま執行することはできないと解するが如何。

答 お見込のとおり